

# 障害児通所支援事業の 指定申請手続き等について



令和3年（2021年）4月改訂

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

## 目次

<b>I 概要</b>	
1 はじめに	3
2 障害児通所支援の種類	3
3 指定の要件	3
4 指定の期間	4
5 用語の定義	4
<b>II 指定の手続きについて</b>	
1 申請から指定までの流れ	6
(1) 事前相談	
(2) 書類の提出	
(3) 書類審査等	
(4) 指定	
2 提出書類	8
3 指定等の変更	10
4 再開・廃止・休止	11
5 指定の更新	11
<b>III 指定基準等</b>	
1 はじめに	12
2 人員・設備等の指定基準	
(1) 児童発達支援（児童発達支援センター以外）	13
(2) 児童発達支援センター	15
(3) 医療型児童発達支援（医療型児童発達支援センター）	17
(4) 放課後等デイサービス	18
(5) 居宅訪問型児童発達支援	19
(6) 保育所等訪問支援	20
3 事業者指定の単位	
(1) 従たる事業所の取扱いについて	21
(2) 多機能型事業所について	22
(3) 同一法人による複数の事業所が一または複数の指定通所支援を実施する 場合の取扱いについて	23
<b>IV 参考事項</b>	
1 児童発達支援管理責任者の要件について	24
2 児童指導員の要件について	26
3 報酬について	27

# I 概要

## 1. はじめに

障害児通所支援を行う事業者は、児童福祉法の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事の指定を受ける必要があります。

この手引きは障害児通所支援事業の指定を受けるために必要な要件や、手続きについて説明したものです。申請を行う前に必ずお読みください。

## 2. 障害児通所支援の種類

指定の対象となる障害児通所支援の種類は次のとおりです。

種類	概要
児童発達支援 (児発)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援
医療型児童発達支援 (医児)	児童発達支援および治療
放課後等デイサービス (放デ)	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進 その他必要な支援
居宅訪問型児童発達支援 (居訪)	居宅を訪問して行う日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援
保育所等訪問支援 (保訪)	保育所等を訪問して行う障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援

## 3. 指定の要件

障害児通所支援事業者の指定を受けるためには、次に掲げる要件のいずれも満たしている必要があります。

- ① 法人格を有すること
- ② 事業所の従業員の知識、技能および人員が指定基準を満たしていること
- ③ 事業所の設備や運営が指定基準を満たしていること
- ④ 児童福祉法第21条の5の15第2項各号に掲げる欠格事項に該当しないこと

#### 4. 指定の有効期間

指定の有効期間は、指定日から6年間です。

例) 令和3年4月1日指定の場合、指定期間は令和9年3月31日まで

#### 5. 用語の定義

『指定基準』などにおいてよく使用される用語については、下記のとおりです。

用語	定義（『解釈通知』第二の2）
「常勤」	<p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であつて、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。</p> <p>※ 雇用形態ではなく、勤務時間数で判断します。</p>
「常勤換算方法」	<p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>
「勤務延時間数」	<p>勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。</p> <p>なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p>

「専従」 「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」	原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。  ※ 従業者には専従要件が課せられますが、「 <u>利用者の支援に支障がない場合等に他職務等との兼務が認められる</u> 」という職種もあります。
--------------------------------	--

#### ※「指定」と『指定基準』

サービスの提供に基づき、『法』に定める訓練等給付費等の支払を受けるためには、事業所の所在地が属する都道府県等で「指定」を受ける必要があります。

指定にあたっては、『指定基準』や『解釈通知』に定められている基準を遵守しなければなりません（基準を満たさないものについては、指定を受けることは出来ません）。なお、指定基準は障害福祉サービス事業の目的を達成するための必要最低限度の基準を定めたものですので、事業者にあつては、指定を受けた後においても、その事業所の運営の向上に常に努めなければなりません。

#### ※指定を行わない場合

『指定基準』を満たさない場合のほか、県において下記に該当すると認められる場合は、指定を行いませんので、事前に注意が必要です（児童福祉法第21条の5の15第3項関係）。

1. 申請者が法人でないとき
2. 申請者が、障害者総合支援法その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
3. 申請者が、指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき
4. 申請者が、指定の取消しの処分に係る通知日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき
5. 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき
6. 申請者である法人の役員の中に、上記2～5のいずれかに該当する者のあるとき

## Ⅱ 指定の手続きについて

### 1. 申請から指定までの流れ

#### (1) 事前相談

新規指定を受ける事業者は、申請に先立ち、指定希望日の概ね3箇月前には、来庁による事前相談を行ってください。

**※来庁による事前相談にあたっては、電話等で連絡の上、必ず事前に予約を行ってください。**連絡なく来庁された場合、担当者の不在等により相談に応じることができない場合があります。

(連絡先)

滋賀県庁 障害福祉課 企画・指導係 電話077-528-3544

#### (2) 書類の提出

- ・指定申請の際に必要な書類は、支援の種類によって異なります。必要書類については、「提出書類一覧」(8～9ページ)を参照ください。
- ・申請様式は、滋賀県ホームページに掲載しています(掲載場所は、10ページ参照)。
- ・申請書の提出に併せて、障害児通所給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出も必要となります。
- ・申請から指定にかかる標準的な期間は、**必要書類を完備した状態の申請書の提出から約1箇月が必要**となります。このため、例えば、4月1日の指定を希望される場合には、2月末日までに完備した状態の申請書を提出していただきますようお願いいたします。
- ・人員、設備等の要件に不足がある場合や書類に不備がある場合などは、要件の充足や書類の補正等を行っていただきます。**要件の充足や再提出に時間を要した場合、指定日が遅れることがあります。**

#### (3) 書類審査等

- ・各サービスに係る指定基準を満たしているかどうか、提出された書類に基づき、審査を行います。

#### (4) 指定

- ・審査の結果、要件を満たしている場合は、指定通知を送付します。
- ・指定日は、原則として毎月1日となります。

## ※関係市町村等との事前調整について

指定申請を行う前に、下記内容をそれぞれの機関に確認していただく必要があります。

### (1) 障害児支援の需要量の確認

障害児支援事業について「必要量に達していないか」「ニーズはあるか」等、市町村の障害児の支給決定等を担当する部署に事前にご確認ください。

◎**総量規制**（法第21条の5の15第5項）平成30年4月から、児童福祉法の改正により、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては各市町村及び滋賀県の障害児福祉計画に定める必要量で指定することとしています。滋賀県への事前協議の前に、必ず市町村の支給決定を担当する部署に、障害児支援の供給状況などをご確認ください。

### (2) 都市計画法に適合していることの確認

市街化調整区域等の用途地域において、障害児通所支援事業を行うためには事前に関発許可を受けることが必要な場合がありますので、各市町都市計画法の担当部署に事前にご確認ください。指定申請書の提出に際しては「区分区域証明」等が必要です。ご確認をお願いいたします（各市町で発行されています）。

### (3) 建築基準法に適合していることの確認

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。延床面積が200㎡（令和元年6月25日施行）を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、各市町建築基準法の管轄の部署に事前にご確認ください。指定申請書の提出に際しては「認済証、検査済証、建築計画概要書、台帳証明書」等が必要です。ご確認をお願いいたします（紛失された場合は別途ご相談ください）。

### (4) 消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。指定申請書の提出に際しては、「防火対象物使用開始（変更）届出書」（写し）等の添付が必要です。申請書提出までには消防署に届け出て、立入調査を終えておくなど調整をお願いします。地域によっては消防署の検査・受付までに相当な時間を要する場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

## 2. 提出書類

### (1) 指定関係書類

○は必須、△は必要に応じて提出

提出書類	児発	医児	放デ	居訪	保訪
指定申請書（様式11号の5）	○	○	○	○	○
指定申請書別紙	○	○	○	○	○
別紙連絡先	○	○	○	○	○
添付書類一覧表	○	○	○	○	○
指定に係る記載事項（付表）	○	○	○	○	○
登記記載事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○
従業者等の勤務体制・勤務形態一覧表	○	○	○	○	○
組織体制図	○	○	○	○	○
管理者の経歴書	○	○	○	○	○
児童発達支援管理責任者の経歴書	○	○	○	○	○
実務経験証明書、研修修了証（写）	○	○	○	○	○
事業所の平面図	○	○	○	○	○
設備・備品等一覧表	○	○	○	○	○
運営規程	○	○	○	○	○
苦情を解決するために講ずる措置概要	○	○	○	○	○
協力医療機関との契約の内容	○	△	○	○	-
医療機関としての証明書等（写）	-	○	-	-	-
誓約書	○	○	○	○	○
事業所内外の写真	○	○	○	○	○
事業計画書	○	○	○	○	○
収支予算書	○	○	○	○	○
損害賠償発生時の対応方法の明示書類	○	○	○	○	○
業務管理体制の整備に関する事項の届出書	○	○	○	○	○



## (2) 報酬関係書類

○は必須、△は必要に応じて提出

提出書類	児発	医児	放デ	居訪	保訪
障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）	○	○	○	○	○
障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）	○	○	○	○	○
児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書（別紙2）	△	-	△	-	-
従業者の勤務体制及び形態一覧表（別紙2-2）	○	○	○	○	○
福祉専門職員配置等加算に関する届出書（別紙3）	△	△	△	-	-
栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書（別紙4）	△	-	-	-	-
特別支援加算体制届出書（別紙5）	△	△	△	-	-
送迎加算に関する届出書（重症心身障害児）（別紙6）	△	-	△	-	-
延長支援加算体制届出書（別紙7）	△	△	△	-	-
訪問支援員特別加算体制届出書（別紙8）	-	-	-	△	△
報酬区分に関する届出書（未就学児）（別紙9）	○	-	-	-	-
報酬区分に関する届出書（提供時間）（別紙10）	-	-	○	-	-
医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書（別紙10-2）	△	△	△	-	-
看護職員加配加算に関する届出書（別紙11）	△	-	△	-	-
強度行動障害児特別支援加算届出書（別紙12）	△	-	△	-	-
共生型サービス体制強化加算に関する届出書（別紙13）	△	△	△	-	-

※このほか、都市計画法に規定される市街化区域であることを証明する書類、建築基準法に適合する建築物であることがわかる書類（検査済証等）、消防法に規定される防火対象物であることがわかる書類（防火対象物使用開始届出書の写し等）が必要です（P7参照）。

各種申請関係書類データは、滋賀県公式ホームページに掲載していますので、適宜ダウンロードして利用ください。

（掲載場所）

滋賀県公式ホームページ トップページ

→ 県民の方 → 健康・医療・福祉 → 障害福祉 → 許認可・申請・届出  
→ 障害児通所支援関係

またはアドレスに以下のURLを入力ください

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/16424.html>

### 3. 指定等の変更

#### (1) 変更届・変更申請

指定事業者・施設は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届出書」（様式第2号）を提出することが必要です。

#### (2) 障害児通所給付費算定体制届（加算関係）

障害児通所給付費算定体制（加算関係）を変更しようとする場合は、その変更に係る事項について届出が必要になります。届出に係る加算等算定期間は次のとおりです。

**※算定開始時期の取扱い（原則） \* 下記によらない場合があるので注意**

#### ① 加算等の算定される単位数が増える場合

→算定しようとする月の前月15日（消印有効）までに届出が必要です。

例：令和3年5月15日付けで福祉専門職員配置加算Ⅰの届出をした場合、令和3年6月1日からの算定が可能。

## ② 加算等の算定される単位数が減る場合、または加算等が算定されなくなる場合

届出の時期にかかわらず、加算等の単位数が減る（または算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行いません。

## 4. 再開・廃止・休止

指定障害児通所支援事業者がサービスを廃止または休止する場合は、1か月前に再開・廃止・休止届出書（様式第3号）を提出してください。

## 5. 指定の更新

- 指定障害児通所支援事業者等の指定の有効期間は指定の日から6年間となっています。
- 指定通知書に有効期間が記載されていますので、1月前までに更新手続きを行ってください（手続きの流れは、新規の指定申請と同様です。）
- 有効期間満了日までに、更新申請手続きが行われない場合、指定が失効しますので、留意してください。

## **Ⅲ 指定基準等**

### **1. はじめに**

指定申請およびサービス提供にあたっては、以下の関係法令等により定められた事項を遵守する必要があります。指定申請に先立って、以下の基準等を十分確認していただきますようお願いいたします。

#### **指定基準省令**

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」  
(平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)

#### **指定基準解釈通知**

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」  
(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号)

これらの基準等は、厚生労働省ホームページ「法令等データベースシステム」で確認できます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

13～20 ページに、サービスごとの指定基準の概要を記載しています。

## 2. 人員・設備等の指定基準

### (1) 児童発達支援（児童発達支援センター以外）

#### 【人員基準】

従業者	児童指導員または保育士 (※障害福祉サービス経験者)	指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が以下の必要数以上（1人以上は常勤） ・障害児の数が10までのもの 2人以上 ・障害児の数が10を超えるもの 2人に障害児の数が10を超えて5または端数を増すごとに1人を加えた数以上 ※令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、2年以上障害福祉サービス事業に従事した障害福祉サービス経験者についても員数に加えることができる ・2年以上障害福祉サービス事業に従事した者の数は、児童指導員および保育士の半数を超えてはならない
	児童発達支援管理責任者	1人以上（うち1人は専任かつ常勤）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に必要数を配置 ・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員（配置した場合、児童指導員、保育士または2年以上障害福祉サービス事業に従事した者の合計数に含めることができる。）
	看護職員	指定児童発達支援事業所において、医療的ケアを行う場合に必要数を配置（配置した場合、児童指導員、保育士または2年以上障害福祉サービス事業に従事した者の合計数に含めることができる。ただし、児童指導員または保育士の半数を超えてはならない）
管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は、児童発達支援管理責任者など他の職種との兼務可)

\*主たる対象者を重症心身障害児とする場合の人員基準

従業者	嘱託医	1人以上
	看護職員	1人以上
	児童指導員または保育士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	1人以上
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は、他の職種との兼務可）	

### 【設備基準】

- ・指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。  
 ※児童発達支援事業所の指導訓練室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行う場合は子ども一人当たり2.47m<sup>2</sup>の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースを確保することが望ましい。
- ・その他指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えること  
 ※事務室、相談室、静養室、トイレ、手洗い設備等

## (2) 児童発達支援センター

### 【人員基準】

従業者	嘱託医	1人以上
	児童指導員 および保育士	・総数 児童発達支援の単位ごとに当該支援を行う時間帯を通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上
	栄養士	・1人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可） ・40人以下の施設では置かなくても可
	調理員	・1人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可） ・調理業務の全部を委託する場合には置かなくても可
	児童発達支援 管理責任者	1人以上（専任） その他職員日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員の配置が必要
	機能訓練担当 職員	・機能訓練を行う場合に配置 ・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員（配置した場合、児童指導員または保育士の従事した者の合計数に含めることができる。ただし、児童指導員または保育士の半数を超えてはならない）。
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は、他の職種との兼務可)	

※主として難聴児を通わせる場合は上記従業員に加え、下記従業員を置かなければならない。

- ・言語聴覚士 指定児童発達支援事業所の単位ごとに4人以上
- ・機能訓練担当職員 機能訓練を行うのに必要な数

配置した場合、児童指導員または保育士従事した者の合計数に含めることができる。ただし、児童指導員または保育士の半数を超えてはならない。

※主として重症心身障害児を通わせる場合は上記従業員に加え、下記従業員を置かなければならない。

- ・看護職員 1人以上
- ・機能訓練担当職員 1人以上

配置した場合、児童指導員または保育士従事した者の合計数に含めることができる。ただし、児童指導員または保育士の半数を超えてはならない。

## 【設備基準】

指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員はおおむね10人とすること。</li> <li>・障害児1人当たりの床面積は2.47 m<sup>2</sup>以上とすること。</li> <li>・主たる対象が重症心身障害児または難聴児の場合は、定員および床面積の要件は適用しない。</li> </ul>
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児1人当たりの床面積は1.65 m<sup>2</sup>以上とすること。</li> <li>・主たる対象が重症心身障害児または難聴児の場合は、床面積の要件は適用しない。</li> </ul>
屋外遊戯場、 医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
調理室、便所	
静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合
その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備	



### (3) 医療型児童発達支援

#### 【人員基準】

従業者	診療所として必要とされる従業者	医療法の診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護職員	1人以上
	理学療法士または作業療法士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員（言語訓練等を行う場合）	必要となる数
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は、他の職種との兼務可）	

#### 【設備基準】

- 医療法の診療所として必要とされる設備
- 指導訓練室、屋外訓練場、相談室および調理室
- 浴室および便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 階段の傾斜を緩やかにすること

#### (4) 放課後等デイサービス

##### 【人員基準】

従業者	児童指導員または保育士 (※障害福祉サービス事業経験者)	指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が以下の必要数以上(1人以上は常勤) ・障害児の数が10までのもの 2人以上 ・障害児の数が10を超えるもの 2人に障害児の数が10を超えて5または端数を増すごとに1人を加えた数以上 ※令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、2年以上障害福祉サービス事業に従事した障害福祉サービス経験者についても員数に加えることができる ・2年以上障害福祉サービス事業に従事した者の数は、児童指導員および保育士の半数を超えてはならない
	児童発達支援管理責任者	1人以上(うち1人は専任かつ常勤)
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に必要数を配置 ・職種:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員(配置した場合、児童指導員、保育士または2年以上障害福祉サービス事業に従事した者の合計数に含めることができる。)
	看護職員	指定放課後等デイサービス事業所において、医療的ケアを行う場合に必要数を配置(配置した場合、児童指導員、保育士または2年以上障害福祉サービス事業に従事した者の合計数に含めることができる。ただし、児童指導員または保育士の半数を超えてはならない)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は、児童発達支援管理責任者など他の職種との兼務可)	

\*主たる対象者を重症心身障害児とする場合の人員基準は、児童発達支援(児童発達支援センター以外)と同一(14ページ参照)

## 【設備基準】

- ・指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。  
※放課後等デイサービス事業所の指導訓練室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行う場合は子ども一人当たり2.47m<sup>2</sup>の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースを確保することが望ましい。
- ・その他放課後等デイサービス支援の提供に必要な設備および備品等を備えること  
※事務室、相談室、静養室、トイレ、手洗い設備等

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

### 【人員基準】

従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後または児童指導員もしくは心理指導担当職員として配置された日以降、直接支援の業務に3年以上従事した者
	児童発達支援管理責任者	1人以上（うち1人は当該事業所の職務に専任）
管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は、他の職種との兼務可）

### 【設備基準】

- 事業運営に必要な広さの専用の区画を設けること。
- 専用の事務室を設けることが望ましい。ただし、間仕切りするなど他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。
- 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
- その他、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備および備品等を備えること。特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

## (6) 保育所等訪問支援

### 【人員基準】

従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数 ※障害児支援に関する知識および相当の経験を有する 児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士または 心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専 門的な支援の技術を有する者
	児童発達支援 管理責任者	1人以上（うち1人は当該事業所の職務に専任）
管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する もの（業務に支障がない場合は、他の職種との兼務可）

### 【設備基準】

- 事業運営に必要な広さの専用の区画を設けること。
- 専用の事務室を設けることが望ましい。ただし、間仕切りするなど他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。
- 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
- その他、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備および備品等を備えること。特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

### 3. 事業者指定の単位

#### (1) 従たる事業所の取扱いについて

指定障害児通所支援事業所等の指定は、原則として指定通所支援の提供を行う事業所ごとに行います。

ただし、児童発達支援（児童発達支援センターを除く。）または放課後等デイサービスについては、次の①および②の要件を満たす場合には、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供を行う場として、一または複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。

①人員および設備に関する要件	ア 「主たる事業所」および「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
②運営に関する要件	ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること イ 従業者の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること。必要な場合には、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること オ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的に行われているとともに、事業所間の会計が一元的に管理されていること

## (2) 多機能型事業所について

### ① 指定について

「多機能型事業所」の指定は、当該多機能型事業所として行う事業の種類ごとに行うため、事業の追加については、変更ではなく、当該事業の追加指定となります。

### ② 多機能型事業所の特例

#### (ア) 障害児通所支援のみを行う多機能型事業所

##### a 従業員の員数に関する特例

児童指導員または保育士や機能訓練担当職員等は専ら当該職務に従事する必要がありますが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれの事業の専従要件までは課さないものとされています。その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数が確保される必要があります

##### b 設備に関する特例

サービスの提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

##### c 利用定員に関する特例

当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上）とすることが可能

#### (イ) 指定障害福祉サービスを併せて行う多機能型事業所

##### a 従業員の員数の特例

サービス管理責任者については、多機能型の事業所全体で実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置することが可能

##### b 設備に関する特例

サービスの提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

##### c 利用定員に関する特例

- ・多機能型の事業所全体の合計で20人以上であること
- ・多機能型事業所の利用定員については、事業所の区分ごとに次に定める利用定員以上であること

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	5人
生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援	6人
就労継続支援A型、就労継続支援B型	10人

(ウ) その他

多機能型による指定障害福祉サービス事業所ごとに配置される従業者（医師、管理者およびサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあつては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。

(3) 同一法人による複数の事業所が一または複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

- ① 同一敷地内において複数の事業所が一または複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所または一の多機能型事業所として取り扱います。
- ② また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱います。

人員および設備に関する要件	ア それぞれの利用定員が5人以上であること イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であつて、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
運営に関する要件	ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること イ 従業者の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること。必要な場合には、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること オ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的に行われているとともに、事業所間の会計が一元的に管理されていること

## IV 参考事項

### 1. 児童発達支援管理責任者の要件について

児童発達支援管理責任者として配置するには、下図のとおり実務経験と研修の両方の要件を満たしている必要があります。

#### 「児童発達支援管理責任者」について

##### 児童発達支援管理責任者の概要

- 児童福祉法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、児童発達支援管理責任者の配置を義務付け。
- 児童発達支援管理責任者は、以下の役割を担う。
  - ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
  - ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割

##### 児童発達支援管理責任者の要件

- 児童発達支援管理責任者の要件については、
  - ① 実務経験(障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～8年))
    - ※ うち3年以上は障害者・障害児に対する実務が必要(平成29年4月1日以降)
  - ② 研修修了
    - ※新しい体系及びカリキュラムで実施
    - ※ 研修終了者数(平成18年度～平成28年度) 32,624人

##### 児童発達支援管理責任者の配置基準

- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所ごとに、
  - ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援:1人以上

#### 【実務経験について】

- (1) 実務経験の年数および種類については、別紙「児童発達支援管理責任者の要件にかかる実務経験内容および必要年数」(次ページ)を参照ください。
- (2) 実務経験については、児童発達支援管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしている必要があります。



業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		学校に従事する者	
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）		老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義務装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

## 【研修について】

- (1) 研修は、滋賀県障害者自立支援協議会が実施していますので、開催予定については、ホームページ等で確認またはお問い合わせください。

滋賀県障害者自立支援協議会ホームページ <http://blog.canpan.info/zikyo/>

- (2) 児童発達支援管理責任者に関する研修とは、「サービス管理責任者等就任予定者対象研修」（「相談支援従事者初任者研修」での代用可）および「児童発達支援管理責任者研修」です。

## 2. 児童指導員の要件について

児童指導員として配置するには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑨ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの  
※教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や、教科は問わない（養護教諭は含まない）。  
※資格を有する者とは、免許状保有者を指す。
- ⑩ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者

※④～⑦の「これらに相当する課程を修めて卒業した者」とする場合は、履修単位等がわかる成績証明書、卒業証書等の提出が必要です。

⑧・⑩のうち、従事した経験を証明するための「実務経験証明書」の作成・提出が必要です。

※実際に業務に従事した日数は、1年あたり180日以上が必要です。

(例) 実務経験2年・・・従事期間2年以上かつ、従事した実日数360日以上が必要 (1年あたり90日の従事日数でも、2年以上の期間 (90日×4年) で、合計360日以上となれば可)  
実務経験3年・・・従事期間3年以上かつ、従事した実日数540日以上が必要。

### **3. 報酬について**

#### **(1) 報酬に係る算定基準について**

指定を受けた事業所が障害児通所支援を提供した場合の報酬については、以下の法令等に定められています。サービス提供および請求にあたっては、これら関係法令等を十分に把握していただく必要があります。

#### **報酬告示**

「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」  
(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号)

#### **報酬留意事項通知**

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  
(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)

これらの基準等は、厚生労働省ホームページ「法令等データベースシステム」で確認できます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

#### **(2) 報酬の請求について**

- ① 報酬の請求は、国民健康保険団体連合会（国保連）に、インターネットを通じて行うこととなりますので、指定を受けるまでにインターネット接続環境の整備およびメールアドレスの取得が必要となります。
- ② 事業所の指定を受けると、国保連からインターネット請求に関する資料が送付されますので、口座の登録など必要な手続きを行ってください。

- ③ インターネット請求には、請求ソフトが必要となります。国保連が配布する「簡易入力ソフト」または市販の請求ソフトを利用し、請求事務を行ってください。